

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB は、リスク軽減会計に関する新基準を提案

目次

背景

修正案

発効日、経過措置およびコメント

期間

追加情報

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

[IFRS 公開草案等の解説](#)

本 iGAAP in Focus では、国際会計基準審議会（IASB）が 2025 年 12 月 3 日に公表した公開草案（ED）「リスク軽減会計」に示された、IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案を解説する。

- IASB は、IFRS 第 9 号および IFRS 第 7 号を以下のとおり修正することを提案する。
 - 金利改定リスクを純額ベースで管理している企業のための、新たなリスク軽減会計モデルを追加する。
 - 企業に対し、金利改定リスクを管理するための戦略およびリスク管理活動の影響を開示することを要求する。
- 提案されたリスク軽減会計を適用することを選択する企業は、次の事項を行うことが要求される。
 - 企業がリスク軽減会計をどのように適用するかを文書化する。
 - 企業を金利改定リスクに晒している基礎ポートフォリオを識別する。
 - 予想される金利改定日に基づいて基礎となるポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約することによって、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する。
 - 金利改定リスクを管理する目的で保有している指定デリバティブを識別する。
 - それぞれの金利改定期間帯について決定された正味金利改定リスク・エクスポージャーに基づいて、リスク軽減目的を定める。

リスク軽減目的において定められている金利改定の時期および量を複製することにより、ベンチマーク・デリバティブを構築する。

- リスク軽減調整額を、指定デリバティブの公正価値変動をベンチマーク・デリバティブの公正価値変動と比較することによって認識する。
 - 財務諸表利用者が次の事項を理解することができる情報を開示する。
 - »企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか。
 - »企業のリスク管理活動がキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性にどのように影響を与える可能性があるか。
 - »リスク軽減会計の適用が企業の財政状態計算書および包括利益計算書にどのような影響を与えたか。
 - また IASB は、リスク軽減会計を適用することに適格であるが、適用しないことを選択する企業に対する定性的な開示要求を提案する。
- また、本 ED において、IASB は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の廃止の提案に対するフィードバックおよび知見を求めている。
- ED に対するコメント期間は 2026 年 7 月 31 日までであるが、コメント期間の延長は、金融機関その他の利害関係者が自らのデータを用いて要求事項をフィールド・テストし、IASB に実務的なフィードバックを提供するための十分な時間を確保することを意図している。

背景

IFRS 第 9 号が導入された際に、ヘッジ会計および開示の要求事項が改善され、企業がリスク管理活動を財務諸表により適切に反映できるようになった。しかし、リスク・ポジションが頻繁に変化するオープン・ポートフォリオのポートフォリオ（または「マクロ」）ヘッジ会計は対象としていなかった。

IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（DP）を公表した。本 DP は、企業の動的な金利リスク管理活動を財務諸表によりよく反映させることを目的として、ポートフォリオ再評価アプローチを導入した。しかし、DP へのフィードバックに基づき、IASB は提案したアプローチを追求せず、代わりに金利改定リスクのみに焦点を当てた新たなアプローチを開発することを決定した。

金利改定リスクは、ポートフォリオ・レベルで発生する金利リスクの一種であり、企業の金融商品が、市場金利に金利改定される時期および／または金額に差異があり、これらの金融商品のキャッシュ・フローまたは公正価値（またはその両方）に変動をもたらす場合である。事業活動の性質のため、一部の企業は、管理している金融商品からのすべてのキャッシュ・フローを正味金利改定リスク・エクスポージャーに集約することにより、金利改定リスク・エクスポージャーを総合的に管理している。当該企業は、金利改定リスクへのエクスポージャーがリスク管理戦略で定められているリスク限度内となることを確保するために、リスク管理活動を頻繁に実施しなければならない可能性がある。

IASB は、現行のヘッジ会計の要求事項は、オープン・ポートフォリオ向けに設計されておらず、企業が固定金利の金融商品と変動金利の金融商品の組合せによる金利改定リスクに晒されている（したがって、公正価値とキャッシュ・フローの変動性の両方に影響する）場合には、完全かつ透明なリスク管理の視点を提供していないことを認識している。

これらの課題に対処するため、IASB は、企業が、その事業活動およびリスク管理活動の高度化の程度を反映して、比例的に適用できる「リスク軽減会計」（以前の動的リスク管理）の要求事項案を、本 ED において開発した。

提案されている要求事項

リスク軽減会計の目的および範囲

提案されたリスク軽減会計の目的は、以下のとおりである。

- 金利改定リスクを軽減するための企業活動の影響を、財務諸表においてより良く表現する。
- 企業が金利改定リスクをどのように管理しているかおよび当該リスクがどの程度軽減されているかに関する、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する。

IASB は、新たなリスク軽減会計が、以下により、意思決定のためのより良い情報を財務諸表利用者にとって提供することを提案する。

- 企業の金利改定リスク管理戦略および変化する金利環境に企業がどのように体系的かつ動的に対応するのかに関する透明性を改善する。
- 企業の正味金利収益の変動性に係る潜在的な発生要因およびそれが金利の変動に対して保護されている程度についてのより良い理解を可能にする。
- その他の情報の理解および企業の金利リスク管理に対する追加的な質問の作成のためのアンカーポイントを提供する。

リスク軽減会計の任意適用

IASB は、リスク軽減会計を任意で適用することを提案する。しかし、企業が純額ベースで金利改定リスクを軽減し、かつ、企業の事業活動およびリスク管理活動が以下の特性を有する場合に、かつその場合にのみ、企業はリスク軽減会計を適用することが認められる。

- 企業の事業活動が、企業を金利改定リスクに晒す金融商品の認識および認識の中止を生じさせる。
- 企業のリスク管理戦略が、軽減利率に基づいて、金利改定リスクを軽減すべきリスク限度を定めている。
- 企業は、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクをリスク管理戦略に従ってデリバティブを使用して純額ベースで軽減する。

企業がリスク軽減会計を適用することを選択した場合には、提案されているすべての要求事項を適用することが要求される。

IASB は、企業がリスク管理戦略を達成するために、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースでどのように軽減するかを反映するレベルでリスク軽減会計を適用することを提案する。例えば、リスク管理戦略に従って、企業が金利改定リスクを報告企業または連結グループのレベルでのみで管理している場合には、企業はリスク軽減会計をそのレベルで適用する。

見解

銀行などの金融機関は、通常、頻繁に金利改定リスク管理活動を行う。しかし、IASB は、保険会社等、同様の活動を行う可能性のある他の企業が存在することを認めた。したがって、IASB は、本 ED で提案されているリスク管理会計に関するフィードバックを求めることに加えて、提案されているリスク軽減会計が保険会社のリスク管理戦略および活動を財務諸表により適切に反映できるかどうかを確認するために、保険会社からの具体的な意見およびフィードバックも求めている。

リスク軽減会計の文書化

IASB は、既存のヘッジ会計の要求事項と同様に、リスク軽減会計の開始時に正式な文書化を要求することを提案する。

IASB は、当該文書には、企業が以下の事項をどのように行うのかを含めることを提案する。

- リスク管理戦略に従った金利改定リスクの管理
- 軽減すべき金利改定リスクの決定
- リスク軽減目的の明示
- 金利改定リスクを軽減するために使用する指定デリバティブの識別
- 正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響の把握

見解

審議の中で、IASB は企業のリスク管理活動が頻繁に変化する性質のものであることから、正式な文書化が焦点を当てるべきなのは、企業が金利改定リスクを軽減しリスク軽減会計を適用するために使用している方法およびアプローチを説明することであり、軽減すべき金利改定リスクの金額を特定することではないと指摘した。

基礎ポートフォリオ

IASB は、企業を金利改定リスクに晒し、軽減利率に基づいて正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約される金融資産、金融負債および将来の取引の基礎ポートフォリオに基づいて、リスク軽減会計を適用することを提案する。

本提案では、軽減利率は、企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクを管理する基礎となるベンチマーク金利として定義されている。

IASB は、以下の条件を満たす金融商品のみを基礎ポートフォリオに含めることを提案する。

- 事後に償却原価で測定するものに分類される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品
- 事後に償却原価で測定する金融負債
- 当該金融商品の認識または認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引

見解

本提案では、企業の自己資本（own equity）を基礎ポートフォリオに含めることはできない。これは、会計上、（負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分としての）資本（equity）は、純損益に影響を与える金利変動の影響を受けないためである。しかしながら、リスク管理目的のために、一部の企業は、負債によって調達されていない変動金利金融資産から生じる金利改定リスクへのエクスポージャーを決定するための代替手段として資本を使用する。

IASB は、大半の企業は、自己資本のヘッジの影響を、リスク軽減会計において資本性金融商品を直接に指定する必要なしに忠実に反映することができることを見込んでいる。また、提案している要求事項は、自己資本のヘッジが金利改定リスクを持ち込むのではなく軽減する場合にのみリスク軽減会計が適用されることを確保するように設計されている。

IASB は、金利改定リスク管理活動の動的な性質のために、企業が将来の取引の一部が金利改定リスクを生じさせることを見込んでおり、しばしばそのような取引をリスク管理活動の決定に含めることを認識している。したがって、IASB は、基礎ポートフォリオに含めることが適格である将来の取引には、以下のものを含めることを提案する。

- 既存の適格項目の予想される再投資および再調達（これらが変動金利エクスポージャーを表す場合）
- 可能性の非常に高い予定取引（パイプライン取引を含む）
- 確定約定

IASB はまた、リスク軽減会計を他の方法では軽減されない金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに対してのみ適用しなければならないことを提案している（すなわち、企業は同一の金利改定リスクの軽減を複数回行うことはできない）。しかし、金融商品が金利改定リスク以外のリスクのヘッジ対象として指定されている場合、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることができる。

ヘッジ関係が IFRS 第 9 号のヘッジ会計の適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることができなくなる。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

IASB は、企業は基礎ポートフォリオの金融商品を、金利改定リスクが軽減される期間にわたり予想される金利改定日に基づいて金利改定期間帯に配分することを提案する。結果として生じる各期間帯についての正味エクスポージャーは「正味金利改定リスク・エクスポージャー」と呼ばれ、企業が選択した軽減利率に基づいて計算される。

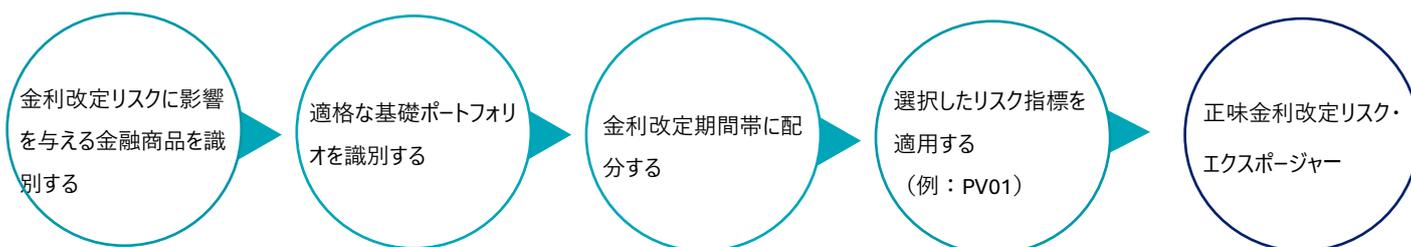
予想される金利改定日に基づいて基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集計するために、企業は、金融商品の関連する特性、例えば、期限前償還オプションまたは過去の顧客の行動に関するモデルを考慮する。

本提案では、正味金利改定リスク・エクスポージャーは以下のとおりであることが要求される。

- それぞれの軽減利率について別々に算定される。
- 企業がリスク管理の意思決定のために使用するものと同じリスク指標（例えば、キャッシュ・フローの変動性（例えば、満期ギャップ分析）または公正価値の変動性（例えば、1 ベーシス・ポイント当たりの現在価値（PV01）））に焦点を当てたリスク指標を使用して表現される。

企業は、正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために複数の指標を用いることが認められ、異なる金利改定期間帯に対して異なる指標を用いることが認められる。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定



見解

IASB は、企業が金利改定期間帯（「タイムバケット」と呼ばれることが多い）を定めるにあたって使用することが要求される詳細さのレベルを定めることは、必ずしも企業のリスク管理実務を反映するものではなく、リスク軽減会計の目的と整合しないことから、提案しなかった。その代わりに、IASB は、金利改定期間帯の長さや数を、企業がリスク管理目的で金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定する方法と整合的な方法で決定すること企業に要求することを決定した。

指定デリバティブ

ED の提案を適用する目的において、指定デリバティブとは金利改定リスクを軽減する金利デリバティブである。

本提案では、デリバティブは、企業のリスク管理戦略に従い、金利改定リスクを正味ベースで管理する目的で保有されている場合にのみ、その範囲で指定デリバティブに含まれると説明されている。

IASB は、以下を提案している。

- 報告企業の外部の者とのデリバティブのみが、指定デリバティブとして適格である。
- 金利リスクのヘッジ関係において既にヘッジ手段として指定されているデリバティブについては、リスク軽減会計上のデリバティブとして指定することはできない。

- 指定デリバティブは、企業のリスク管理戦略に従ってデリバティブの一定割合（例えば、名目金額の 50%）を含める場合を除き、全体が含まれる。しかし、企業は、デリバティブの公正価値変動のうち当該デリバティブが存続している期間の一部のみから生じる部分について含めることは認められない。
- デリバティブが指定デリバティブに含まれた場合には、企業は、金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って正味ベースで軽減する目的で保有されなくなった場合のみ、リスク軽減会計の適用から除外することが認められる。

リスク軽減目的およびベンチマーク・デリバティブ

リスク軽減目的

IASB は、リスク軽減目的を緩和すべき金利改定リスクの相対値ではなく絶対値で表現することを提案しているが、リスク軽減目的は相対値ではなく絶対値、すなわち軽減する金利改定リスクの量であるため、基礎ポートフォリオの中の金融商品はリスク軽減目的に比例的に表示されない。

リスク軽減目的は、企業が指定デリバティブを用いて軽減する（意図ではなく行動を通じて証明される）金利改定リスクの量と整合的であるが、各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えないことが提案されている。したがって、リスク軽減目的は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用する測定に基づいて定められる。それは、キャッシュ・フローを基礎とした測定、公正価値を基礎とした測定またはその両方の組合せに基づく場合がある。

本提案では、企業は新たなリスク軽減目的をリスク管理活動との合致を確保するために必要なだけ頻繁に定めることができると説明している。新たなリスク軽減目的を定めても、企業がリスク軽減会計を中止することは要求されない。リスク軽減目的は、企業が新たなリスク軽減目的を定める（例えば、企業が金利改定リスクを軽減するための追加の活動を行う時点、または正味金利改定リスク・エクスポージャーに変動が生じる時点）までの期間について定められる。

ベンチマーク・デリバティブ

IASB は、リスク軽減目的に定められた金利改定リスクについてベンチマーク・デリバティブを通じて企業が複製することを提案する。ベンチマーク・デリバティブとは、リスク軽減目的において定められた金利改定リスクの時期および量を複製するように構築された理論的なデリバティブである。これらは、一定期間にわたるリスク軽減目的を示すだけでなく、リスク軽減調整額を測定する目的でも使用される。したがって、ベンチマーク・デリバティブは、軽減利率に基づいて構築され、構築日の公正価値がゼロとなるように調整される。

ベンチマーク・デリバティブは、指定デリバティブとリスク軽減目的によって表される金利改定リスクの両方に存在する特徴のみを含むことができる。すなわち、リスク軽減目的は、企業が指定デリバティブを用いて軽減しようとする金利改定のリスク量と整合的でなければならないが、ベンチマーク・デリバティブは、指定デリバティブのすべての条件を単純に複製することはできない。

IASB は、経済環境や市場環境の変化により、基礎ポートフォリオの金融商品に予想外の変動が生じた場合には、企業の金利改定リスク・エクスポージャーに関する予想を修正する必要がある可能性があることを認めた。このような予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーがリスク軽減目的を下回る量まで減少した場合には、提案では、企業は当該変動の影響を捕捉するためにベンチマーク・デリバティブを調整することが要求される。

この提案は、企業は、予想外の変動がベンチマーク・デリバティブに与える影響を見積もるために、自らの選択したアプローチを使用することを認めている。しかし、本提案は、選択されるアプローチは、合理的かつ裏付け可能な情報に基づかなければならず、それには、影響を受ける基礎ポートフォリオの特性、当該項目の金利構造および予想外の変動の時期が含まれるが、これらに限定されないことを明確にしている。

見解

IASB は、すべての企業が、過大なコストまたは労力を掛けずに予想外の変動の影響を把握するために必要な調整を決定することができるような合理的で裏付け可能な情報にアクセスを有しているわけではないことを認めた。企業がそうした情報を把握する能力は、基礎ポートフォリオにおける変動を追跡する具体性および詳細さのレベルに依存する。したがって、IASB は、このような情報が過大なコストまたは労力を掛けないと入手可能でない場合には、企業がその予想外の変動を直近のリスク軽減目的が定められた時点で発生したものとみなすことを提案している。IASB の見解では、この運用上の簡素化は、予想外の変動の影響を受ける金利改定リスクの量がその日現在で存在しなかったかのように正味金利改定リスク・エクスポージャーを調整することと同等となり、その時点で定められているリスク軽減目的がその量の分だけ低くなっていることを意味する。

リスク軽減調整額の認識および測定

提案されたリスク軽減会計を適用する場合、基礎ポートフォリオの金融商品は償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定され、指定デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定されることに変更はない。しかし、指定デリバティブの公正価値変動の純損益への影響額は、リスク軽減調整額を財政状態計算書に認識することにより減少し、純損益に認識する。

IASB は、企業が以下のいずれか低い方の金額（絶対額）に基づいて財政状態計算書にリスク軽減調整額を認識することを提案する。

- 指定デリバティブに係る利得または損失の累計額
- ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額

見解

リスク軽減調整額は、「概念フレームワーク」で定義されている資産でも負債でもないことが ED で認識されている。しかし、IASB は審議の中で、リスク軽減の影響の忠実な表現を達成する唯一の方法は、調整額を報告日現在の残高に応じて資産または負債のいずれかの一部として表示することであると決定した。

本提案では、企業は以下の事項を行うことが要求される。

- リスク軽減調整額として累積した金額は、基礎ポートフォリオの金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に認識する（ベンチマーク・デリバティブは軽減された金利改定リスクを表しているため、ベンチマーク・デリバティブの発生特性が代用として使用される可能性があるためである）。
- リスク軽減調整額の一部として認識されなかった指定デリバティブに係る残りの利得または損失を純損益に認識する。

さらに、企業は以下の事項を行うことが要求される。

- 各報告日に、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたって全額は実現されない可能性がある兆候があるかどうかを評価する。
- リスク軽減調整額として累積した金額が報告日現在で正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合、リスク軽減調整額を減額して純損益に直ちに認識する。

見解

IASB の意図は、この評価が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーに含まれている基礎ポートフォリオのスナップショットに基づく「合理性テスト」として役立つことであった。この評価およびリスク軽減調整額の超過額の純損益への認識により、リスク軽減調整額が、軽減対象期間にわたって実現される基礎ポートフォリオのキャッシュ・フローまたは公正価値に金利改定リスクが与える見込まれる影響を引き続き表現することが確保される。

本提案では、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は、企業が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減していたとした場合にリスク軽減調整額として累積した金額を表すと説明されている。現在価値は、軽減利率を割引率として使用して計算される。報告日現在でリスク軽減調整額として累積した金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合には、企業は、直ちに純損益に認識することにより、リスク軽減調整累計額の超過額を減額することが要求される。純損益に認識された当該超過額は、将来の期間において戻し入れてはならない。

見解

その審議の中で、IASB は、このような超過額の戻し入れを容認または要求すると、潜在的な利益操作につながる可能性があることも認識した。例えば、企業がリスク軽減調整額の超過額を純損益に認識した場合には、企業は、当該超過額を戻し入れることを希望して（評価における余裕をより多く残すために）、将来の期間におけるリスク軽減目的を減額する誘因が生じる場合がある。しかし、そのような戻し入れは、当初のリスク・ポジションの復活ではなく、経

営者の行動に基づくものであるため、有用な情報を提供するものではない。場合によっては、純損益への金額の連続的な認識と戻入れが生じる場合もあり、財務諸表利用者にとって誤解を招くものとなる可能性がある。したがって、IASB は、超過額の戻入れを認めるべきではないと判断した。

リスク軽減会計の中止

IASB は、企業がリスク管理戦略を変更した日から将来に向かってリスク軽減会計を中止することを提案する。

本提案では、リスク管理戦略の変更とは、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更を指す。そのような変更は、通常、識別可能な内部または外部の要因から生じ、企業の内部および外部の利害関係者に対して明らかである。企業が金利改定リスクを管理する方法の変更は、頻繁には発生するとは見込まれない。

本提案では、企業のリスク管理活動が、金利改定リスクに対するエクスポージャーの動的な性質を反映して変更されても、リスク軽減会計の中止は生じないことを明確にしている。

中止

リスク軽減会計を中止する	金利改定リスク管理の変更の例	リスク軽減会計を継続する	動的な性質を反映する変更の例
<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理レベルの変更 • 軽減対象期間の変更 • 使用するリスク測定の変更 • 軽減利率の変更 		<ul style="list-style-type: none"> • リスク軽減目的の変更 • リスク限度の変更 • 基礎ポートフォリオの変更 • 指定デリバティブの変更 	

また、IASB は、リスク軽減会計を中止する企業はリスク軽減調整額として累積した金額を、以下のとおり純損益に認識することを提案する。

- 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が依然として純損益に影響を与えると見込まれる場合には、軽減対象期間にわたって規則的かつ合理的な基礎で純損益に認識する。
- 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えると見込まれなくなった場合には、企業はリスク軽減調整額として累積した金額を直ちに純損益に認識する。

表示および開示

IASB は、リスク軽減会計を適用する企業は、以下の科目を他の科目と区分して表示することが要求されることを提案する。

- 財政状態計算書において、企業の資産の一部（借方残高である場合）または負債の一部（貸方残高である場合）として認識されるリスク軽減調整額
- 包括利益計算書において報告期間中に純損益に認識したリスク軽減調整額の金額

開示に関して、IASB は、企業は財務諸表利用者が以下の事項を理解できるような情報を開示することを提案する。

- 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか。
- 企業のリスク管理活動がキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性にどのように影響を与える可能性があるか。
- リスク軽減会計の適用が企業の財政状態計算書および包括利益計算書にどのように影響を与えたか。

さらに、IASB は、リスク軽減会計を適用することに適格ではあるが、適用しないことを選択した企業に対する定性的な開示要求も提案している。この開示は、企業が金利改定リスクに対するエクスポージャーをどのように管理しているかを、財務諸表利用者が理解できるようにすることを意図している。

保険契約を発行する企業とそのリスク管理戦略

ED において、IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」に定義されている保険契約を発行する企業に対し、具体的なフィードバックを求めた。IASB は回答者に対し、ED におけるリスク軽減会計の提案が、現在利用可能な会計処理の選択肢と比較して、金利改定リスクを管理するための活動の経済的影響を財務諸表においてより良く表示するという IASB の目的を達成するかどうかを説明するよう求めた。

ED に回答する目的では、回答者は、保険契約の資産および負債が基礎ポートフォリオに含めることができることを仮定することが求められている。

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

IASB は、IFRS 第 19 号を適用する企業がリスク軽減会計も適用している場合には、関連する開示要求案を提供することが要求されることを提案した。IFRS 第 19 号を適用する企業が、リスク軽減会計を適用できるリスク管理活動を行っているが、リスク軽減会計を適用しないことを選択した場合には、企業は、財務諸表利用者が金利改定リスクに対するエクスポージャーをどのように管理しているかを理解できるように、定性的な説明を提供することが要求される。

見解

IASB は、IFRS 第 19 号およびリスク軽減会計を適用している企業に対して開示の削減を導入しないことを提案する。これは、リスク軽減会計が複雑であることから、削減された要求事項を追加することは、リスク軽減会計を適用することによって提供される情報の有用性を著しく低下させることを意味するからである。さらに、企業が開示を要求される情報の大部分は、リスク軽減会計の適用から直接生じるものであり、したがって、おそらく過度のコストをかけることなく入手可能である可能性が高い。IASB はまた、リスク軽減会計を適用するすべての企業に対し、同じ完全な開示リストの提供を要求することで、財務諸表利用者がリスク軽減会計およびそれが企業の財務諸表に与える影響への習熟を高めることができるようになると思う。

発効日、経過措置およびコメント期間

発効日、IAS 第 39 号の廃止およびコメント期間

IASB は、リスク軽減会計は任意であるため、企業は、リスク軽減会計の要求事項が公表された日以後開始する事業年度の期首から当該要求事項を適用することが認められることを提案する。

また、IASB は、以下のいずれか早い方の時点で、IAS 第 39 号のヘッジ会計の適用を中止することを提案する。

- 企業がリスク軽減会計の要求事項を最初に適用した日
- IAS 第 39 号が廃止された日以後開始する事業年度

IASB が残りの IAS 第 39 号の要求事項を廃止することを決定した場合には、ED へのフィードバックを考慮してその日を決定する。コメント期間は 2026 年 7 月 31 日までである。

見解

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を開発する際、IASB は、オープン・ポートフォリオのヘッジ会計への対応は複雑なテーマであり、十分なリサーチが必要であることに留意した。したがって、IASB は、企業に対し、IFRS 第 9 号のヘッジ会計を適用するか、マクロヘッジ会計に関するプロジェクトが完了するまで、すべてのヘッジ会計について IAS 第 39 号の現行のヘッジ会計を引き続き適用するかのいずれかの会計方針の選択を提供することを決定した。したがって、ED の提案が確定した時点で、IASB は、すべての企業（リスク軽減会計を適用しているか否かにかかわらず）に対する IAS 第 39 号の残りの要求事項を廃止することが予想される。

経過措置

IASB は、以下を提案する。

- 企業は、リスク軽減会計の提案されている要求事項を将来に向かって適用する（リスク軽減会計を適用することを選択している IFRS 会計基準の初度適用企業は、提案されている要求事項も将来に向かって適用する）。
- 企業は、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために使用する基礎ポートフォリオに金融商品が含まれる場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債としての過去の指定を取り消すことが認められる。
- IAS 第 39 号から移行する企業は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計を中止し、関連するヘッジ調整額について IFRS 第 9 号 6.5.10 項および 6.5.12 項の要求事項を適用する。
- IFRS 第 9 号第 6 章のヘッジ会計の要求事項から移行する企業は、ヘッジ対象が基礎ポートフォリオに含まれる金融商品であるヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することが認められる。
- 企業は、最初に修正を適用する報告期間において、IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の 28 項(f)で要求される定量的情報の開示を要求されない。

見解

企業がリスク軽減会計を適用するために、純損益を通じて公正価値で評価する金融資産または金融負債の指定を取り消した場合には、当該取消の日における金融商品の公正価値は、総額での帳簿価額とみなされ、当該金融商品の実効金利の計算のための基礎として使用される。

見解

IASB は、その審議の中で、リスク軽減会計の適用がヘッジ会計剰余金または調整額の累計額に直接影響を与えることはないと考えた。これらの剰余金および調整額は、中止したヘッジの要求事項に従って引き続き認識または償却される。

追加情報

修正案についてご質問がある場合は、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301